

みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2003/08/11 Vol. 8 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 15 年第 2 回定例会報告 (5)

～ 住基ネットを考える 2003(1)

いつもお世話になっております。印西市議会第 2 回定例会は、6 月 25 日で閉会しました。
今回は、6 月議会での私からの代表質問、市執行部からの回答をご報告していきたいと
思います。

6/11 (水曜日) に、代表質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

2. 住民基本台帳ネットワークシステムの現状と今後について

昨年 8 月 5 日から住基ネットが稼動し始めていますが、この制度は依然として個人情報保護の上でも、セキュリティ対策上も極めて問題が多いものと考えています。私は、1999 年 8 月の住基法改正以降、2 度にわたって、一般質問でこの制度の不備を指摘してきましたが、今回改めて、現状と今後を問いたいと思います。

2 - 1 住基ネットは印西市にどのようなメリットをもたらしたのか？

(回答 / 市長) 住民基本台帳ネットワークシステムは、全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれるだけでなく、恩給、年金などの現況届や各種資格申請時の住民票添付が不要になるなど、行政への申請事務等について簡素化され、住民にとってさまざまなメリットがあり、住民サービスの向上につながっております。

2 - 2 住基ネットを稼動させる為にどれくらいの費用がかかっているのか？

(回答 / 市長) 住民基本台帳ネットワークシステムの費用でございますが、平成 13 年度につきましては、594 万 9 千円で情報をやりとりするための端末機と情報を守るためのセキュリティ機器の設置及び改修等を実施し、昨年度につきましては、一次稼動を目的とした住民票コードの作成費を含む電算処理委託費及び設置した機器の保守管理費で 535 万 1 千円を支出いたしました。

また、今年度につきましては、設置した機器の保守管理費とカード発行端末機及びカードの購入費として 788 万 9 千円を計上し、これまでの経費は 1918 万 9 千円となっております。

(ぐんじとしのりより / 解説)

住基ネットは誰の責任で実施されているかを考えるとやはり、住基ネットの第一次的な責任主体は市区町村です (住基法 3 条) 。片山総務大臣も住基ネットは「総務省や国のネットワークではない。全都道府県や市区町村の合意の上のネットワーク」と発言しています。そうであるなら、市町村にとって十分にメリットのある制度でなければおかしいと思い、印西市にどのようなメリットをもたらしたのか？を代表質問でお聞きしようと思いましたが、私がお聞きしたかったポイントは二つです。一つは印西市民に対して、もう一つは、市の業務削減、職員への負担軽減について それぞれに対するメリットはどのようなものか。これをお聞きしようと思いましたが、今回、市長からいただきました回答については、主に「市民に対してのメリットは？」に対するものだと考えています。その回答では、

一言で申し上げると「市民の行政手続き負担軽減につながるのがメリットだ」という趣旨だと考えますが、果たして本当に負担軽減になるのでしょうか？

(また、次の質問(2-2)では、この住基ネットについては、「全国各自治体で莫大な経費をかけるのに見合うほどのメリットはあるのか」ということを想定しています。)

今回の市長の回答について、市民の皆様と考えていきたいと思えます。

(ケース1)「住民票の広域交付」について

私たち一人ひとりが住民票の写しをとるケースが年に何回あるでしょうか。

しかも、今住民票のあるところ(印西市)以外の市区町村にいて、そこで緊急に住民票の写しをとらなければならないようなケースが想定できますか？この件については、私から昨年の9月の一般質問でも申し上げた事の繰り返しになりますが、総務省の試算では年に1、2回を考えているとのことですが、国民全体が年に1回/2回と毎年、誰が住民票とるのですか？また、印西市でも公民館で住民票を土日に受け取れると思えます。(他の自治体によっては土日サービスや夜間サービスなどで対応しています。)私には、住基ネットにかかるコストやリスクを考えれば、従来のサービスだけで充分と思えます。

(ケース2)「国の行政機関等」に対する申請・届出手続の簡略化について」

今回、市長が答弁された、実際の場面を想像してみてください。私たちが国の行政機関等に申請や届出をする場合はごく限られています。国の行政機関等に申請や届出をする場合であっても、申請書等の添付書類として住民票の写しだけでよい場合はほとんどありません。戸籍謄本・抄本なども必要なら、その交付を受けに市役所に行かなければならないのではないですか。例えば、引越しの際の便利さですが、私たち一人ひとり、いったい、一生のうち何回引越しするのでしょうか。しかも、現在でも、転出届を郵送で提出し、転出証明書を郵送で受け取ることは可能です。市町村の元締めである総務省がこんな日常的な実務も知らないとしたら驚きです。いったい、この住基ネット、何がメリットなのか？

(ぐんじとしのりから 印西市への再質問)

この住基ネット導入によって、印西市の業務削減、職員への負担軽減が図られているのでしょうか？職員の数と共に、具体的な数字」を挙げて説明してください。

(回答/市民経済部長)現在の住基ネットに従事する職員数は、本庁の5人でございます。住基ネット導入後の業務削減につきましては、年金受給の現況届けの廃止やパスポート申請時、住民票が不要になったことによる事務量の減でございます。大きな目玉である広域交付につきましては、その多くは相殺されて事務量に与える影響は、少ないものと考えております。住基ネット導入による費用対効果でございますが、市の業務量軽減による費用対効果は、極めて小さいものと考えております。しかしながら市民年金受給者にとって、わずらわしい現況届けが不要になり、届出忘れによる年金停止等のトラブルを未然に防げることは、実務的にも精神的にも市民にとっては、大きなメリットと考えております。

(ぐんじとしのりから 皆様へ)従来の仕事は殆ど変わらない上に、住基ネットの保守管理もしなければならぬ、そしてミスやトラブル等実害が発生すれば、印西市の職員が真っ先に抗議の矢面に立つこととなります。場合によっては市として莫大な損害賠償責任を負わなければならないでしょう。住基ネットはその建前とは異なり、市町村に重い負担を負わせるばかりで、ほとんどメリットがないと言っていいのではないのでしょうか？皆様はどのように考えますか？ 次回は8月中～下旬の発行を予定しております。あるべき市政の姿を求めて皆様と考えていきたいと思えます。 ぐんじとしのり

いつのまにか？

激動の日々を経て

昭和天皇

「神の国発言」(森前首相)